

被災された方のための 生活支援情報

第 57 号
平成 27 年 5 月 27 日
仙台市復興事業局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率 8% 引上げ（平成 26 年 4 月 1 日）以降に、住宅を建築・購入、または補修（工事費が税抜 100 万円以上）し、その後居住する場合に、消費税増税分相当（最大約 90 万円（建築・購入時））の給付が受けられる制度です。

この「住まいの復興給付金」の申請に関する相談会を行います。詳しくは、別添チラシをご覧ください。

◆日時＝6 月 5 日（金）・6 日（土）10:00～18:00

◆会場＝宮城復興局（青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 13 階）

問い合わせ 事務局 ☎ 0120・250・460（9:00～17:00）

市営住宅入居者募集

◆申し込み受け付け＝6 月 16 日まで

◆入居募集のごあんない＝6 月 5 日から市役所国分町分庁舎 2 階仙台市建設公社募集収納課、市役所本庁舎 1 階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター（アエル 5 階）、証明発行センター、各区中央市民センター、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅管理事務所で配布

◆入居可能日＝8 月 25 日（予定）

◆申し込み方法、募集团地・住戸タイプ、家賃、入居資格などについて詳しくは、「入居募集のごあんない」をご覧ください。

※配偶者等からの暴力被害者の方の申し込み条件等については、お問い合わせください

問い合わせ 仙台市建設公社募集収納課 ☎ 214・3604

仙台市総合防災訓練を実施します

6 月 12 日（金）の「市民防災の日」を中心に、「107 万市民の総合力による防災の実現」をテーマに総合防災訓練を実施します。訓練は、直下型地震が午後 5 時～6 時に発生するという想定で、実際に夜間実施します。

■自主防災・発災対応型・避難所運営訓練

直下型地震の際に予想される様々な状況を実際に体験する発災対応型訓練や、地域版避難所運営マニュアルに基づく避難所の開設・運営訓練、備蓄物資の取り扱い訓練等を行います。

●実施会場および日時

区	会場	日時	
青葉区	北六番丁地区および北六番丁小学校	6/19（金）	18:00 ～
	落合栗生地区および栗生小学校	6/12（金）	
宮城野区	燕沢地区および燕沢小学校	6/6（土）	
若林区	南小泉地区および南小泉小学校	6/13（土）	17:00 ～
太白区	柳生地区および柳生小学校	6/12（金）	
泉区	住吉台地区および住吉台小学校	6/12（金）	

※直接会場へ

問い合わせ 減災推進課 ☎ 214・3049

電話による消費生活特別相談

消費生活トラブルや多重債務に関する相談を、弁護士・司法書士・消費生活相談員が電話で受け付けます（1 人 30 分まで）。予約不要です。

◆日時＝6 月 21 日（日）10:00～16:00

◆対象＝市内にお住まいか通勤・通学している方

◆相談ダイヤル＝☎ 212・3110

問い合わせ 消費生活センター ☎ 268・7040

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎ 261・1111（代）
青葉区役所 ☎ 225・7211（代）
宮城野区役所 ☎ 291・2111（代）
若林区役所 ☎ 282・1111（代）

太白区役所 ☎ 247・1111（代）
泉区役所 ☎ 372・3111（代）
宮城総合支所 ☎ 392・2111（代）
秋保総合支所 ☎ 399・2111（代）

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

市民税非課税世帯の平成27年度水道料金・下水道使用料の減免申請を受け付けます

◆減免対象—市内にお住まいで、次の①～③をすべてを満たす世帯。①世帯全員の市県民税が非課税である②申請日現在、収入が少なく、著しく生活に困窮している③他の世帯から経済的援助を受けていない

※生活保護世帯については別の取り扱いとなりますので、お問い合わせください

◆減免額—水道料金は基本料金分、下水道使用料は基本使用料分

◆減免期間—申請の翌月から平成28年6月まで

◆受付場所

- ・市役所料金センター（市役所本庁舎1階）
- ・北料金センター（泉区役所東庁舎3階）
- ・南料金センター（水道局本庁舎（太白区南大野田29-1）1階）

※宮城総合支所1階に臨時申請窓口（受付日時は6月8日(月)～19日(金)の平日9:30～16:00）を設置します

※更新申請の方は郵送でも受け付けます（対象の世帯へ「期間満了について（お知らせ）兼減免申請書（更新申請用）」をお送りしています）

◆提出書類—①減免申請書②世帯全員の平成27年度非課税証明書原本（18歳以下の被扶養者は不要）

※世帯員以外の方が申請する場合には、「委任状」も必要です

問い合わせ 水道局南料金センター ☎304・0020

応急仮設住宅供与期間の特定延長の手続き締め切りは6月30日です

被災時に仙台市にお住まいだった方の応急仮設住宅の供与6年目について、特定の要件に該当する方のみ限定して延長する「特定延長」の適用を受けるためには、届出が必要となります。

被災時に仙台市にお住まいだった方に平成27年4月3日付けで送付した資料「応急仮設住宅供与期間の特定延長の手続きについて」をご確認のうえ、特定の要件に該当する方は、「応急仮設住宅供与期間の特定延長に関する届出書」を6月30日までに提出ください。

なお、特定の要件に該当しない方や、特定の要件に該当する方でも手続きをされない場合、応急仮設住宅

の供与期間は5年で終了となります。

※被災時に仙台市外にお住まいだった方の供与期間については、被災時にお住まいの市町村にお問い合わせください

申し込み・問い合わせ 仮設住宅室 ☎214・5080

在宅高齢者世帯調査にご協力をお願いします

高齢の方が地域で安心して安全に住み続けられるよう、地域での見守り支援や、災害時における安否確認活動の基礎資料を得ることを目的に、訪問調査を行います。6～7月に対象者のお宅を、民生委員児童委員が訪問しますので、調査にご協力をお願いします。

◆対象—6月1日現在市内にお住まいで、75歳以上の在宅の方

◆調査方法—対象者のお宅を民生委員児童委員が訪問し、聞き取り調査を行います。

◆調査期間—6月1日から約2カ月間

◆調査項目—世帯状況、身体状況、相談できる方や手伝ってくれる方の有無など

問い合わせ 区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課

生活困りごとと、こころの健康相談

さまざまな生活の困りごとと司法書士が、心の健康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます（予約制）。

◆日時—6月9日(火)13:00～16:00

◆会場—宮城県司法書士会館（青葉区春日町8-1）

◆対象—市内にお住まいか通勤・通学している方

申し込み 電話で宮城県司法書士会 ☎263・6755（9:00～17:00）

問い合わせ 精神保健福祉総合センター ☎265・2191

仙台市母子家庭相談支援センター就業・自立相談

母子家庭の母親、寡婦の方、離婚を考えている子育て中の女性を対象に、就業・自立相談を行います。

◆日時—毎週火曜日11:00～19:00、毎週水～土曜日9:00～17:00（祝日・休館日を除く）

※職業あっせんは行っておりません

※面接相談は要予約（託児あり）

問い合わせ 仙台市母子家庭相談支援センター ☎212・4322

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建推進室 ☎214・8559までご連絡ください。